

## 仙台市における「自殺」と「自死」の使い分けについて（ガイドライン）

### 1 趣 旨

「自殺」という言葉には、本来「自らを殺す」という意味があるが、現実的には、その多くが「追い込まれた末の死」であるという基本認識のもと、そうした悲劇を防止するとともに、本人への尊厳を守り、その遺族に対する偏見や差別をなくすための取組みとして、このガイドラインを定め、本市が作成する文書等において「自殺」と「自死」を適切に使い分けることとする。

### 2 対 象

本市が作成する文書、広報物等

### 3 「自殺」と「自死」の使い分け

対象における「自殺」と「自死」の使い分けは、次のとおりとする。

#### (1) 「自殺」を使用する場合

- ① 法律等の名称や法律等の中で用いられる「自殺」を含む用語  
例：自殺対策基本法、自殺対策、自殺防止、自殺未遂、自殺企図
- ② 統計資料や著作物等から引用する「自殺」を含む用語  
例：自殺死亡率、自殺者数
- ③ 法律等で名称が定められている機関や会議体  
例：自殺総合対策会議、自殺対策連絡協議会
- ④ 「自殺」という語と組み合わせて慣用的に使われ定着している熟語  
例：自殺念慮、自殺願望

#### (2) 「自死」を使用する場合

上記の(1)の場合を除いて、原則として「自死」を使用する。

ただし、「追い込まれた末の死」の重大さを強調し、その行為を思い止まらせる場合は、「自らの命を絶つ行為」など、表現方法を工夫し「自死」を使用しないこととする。